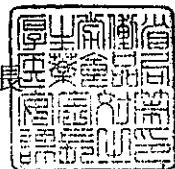


薬食安発第 0126001 号
平成 19 年 1 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）（その 3）

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食安発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）」及び平成 18 年 10 月 20 日付け薬食安発第 1020001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）（その 2）」により、貴職に対し依頼したところである。

今般、治療上の効果が米国産ウシ等由來の原材料を使用することによるリスクを上回る医薬品として、別添の医薬品が新たに承認されたことから、同医薬品についても、患者向け説明文書を作成し、すべての納入医療機関に配付するよう、製造販売業者に指示したところである。

ついては、関係医療機関にあっては、別添の医薬品についても、製造販売業者から配付される患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うよう、貴管下医療機関に対し指導願いたい。

なお、医療関係団体等に別途協力依頼を行ったので、御了知願いたい。

別添

成分名	販売名(製造販売業者)	種類、適応等
乾燥ヘモフィルス b 型 ワクチン(破傷風トキソ イド結合体)	アクトヒブ(サノフィパスツ ール第一ワクチン)	インフルエンザ菌 b 型に よる感染症の予防ワクチ ン